

仕様書

1 名称 区の広報事業用 広報掲示板修繕及び補強業務

2 場所 勝山小学校西側（生野区勝山南1-3-5）
大池中学校東側（生野区中川6-3）

3 概要

① 勝山小学校西側掲示板の掲示ボード全面の張替えについて：

本修繕にかかる使用材料（ボード含む）はすべて新品を使用することとします。
ボード等の納入及び撤去に係る一切の費用は受注者の負担とします。
なお、修繕業務にあたっては次の材質のものをを用いること。

(1) 掲示ボード

サイズ	W1,746×H793 t=10.0 (mm)
材質	ベルフォームアルミ樹脂複合板 ベルフォーム（アイボリー）1t+ベニヤ板6t+アルミ複合板3t（色：ブラウン、ブロンズ、シルバーのいずれか） ※ベニヤ板は、画鋸が容易にさせるもの

(2) タイト材

長さ	5,100mm
材質	樹脂U型パッキン 幅×3.5mm程度 厚さ×7mm程度
カラー	黒

② 大池中学校東側掲示板支柱の足元の補強及び固定について：

左側の足元に新たにアンカーを再設置し、途中で支柱を固定具で固定します。これにより現在発生しているぐらつきを解消します。
アンカーの設置や固定具にかかる副資材の調達、発生材の処分及び運搬も含めて対応してください。

4 作業日程 作業日程については、本市職員と調整すること

5 履行期限 令和8年2月13日

6 提出書類 業務完了後に、作業前後および作業中の写真、完了届を提出すること

7 その他

- (1) 作業時は安全を第一に考え、特に通行者に配慮し、必要に応じて臨機応変に作業を中断し適切な対応をとること。
- (2) 作業後には、作業場所および使用した場所を現状に戻すこと。
- (3) 学校の設備等を破損しないために、必要に応じて養生を行うこと。
- (4) 仕様書に記載されていない軽微な作業が必要と認められた場合には、市の担当職員の指示に従い契約金額の範囲内で実施すること。
- (5) 見積書の提出にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (6) 契約締結後、広報板修繕にかかる日時、場所及び方法等を事前に事業担当者と打ち合わせを行うこと。
- (7) 周辺道路に作業範囲が及ぶ場合、関係官公署と連絡・調整を行い、その指示に基づき必要な手続きをすること。手続費用は契約金額に含まれる。
- (8) 歩行者や自転車の通行に支障をきたさないよう十分に配慮し、安全対策を講じ、その内容について事業担当者と事前協議を行うこと。
- (9) 物品や建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合は速やかに補償・賠償を行い、市は一切の責任を負わない。ただし、市の責めに帰すべき事由の場合は除く。
- (10) 作業後は現地の清掃を行い、発生した不用品や撤去物は、受注者の責任で関係法規に従って適切に処理すること。

9 問合せ 生野区役所 企画総務課 熊見・古木 TEL 06-6715-9683

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 請負者および請負者の役職員は、請負（工事（建物修繕含む）、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕）及び業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

(発注者：大阪市 請負者：請負事業者)

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること